

令和5年度 社会福祉法人びゅあ 事業実施計画書

社会福祉法人 びゅあ

1 設置者	社会福祉法人びゅあ		
2 開設	平成13年4月1日 認可 平成12年7月27日	登記	平成12年8月1日
3 事業所所在地	(1)土地敷地 島根県浜田市殿町21番地1所在の宅地(借地:2,960.60㎡) 島根県浜田市松原町277番地9所在の宅地(491.44㎡) 島根県浜田市内村町794番地1及び3所在の宅地(1,454.71㎡) (2)建物 (社会福祉事業の特定用途に供される部分) 本部 314.38 ㎡ 生活介護びゅあ殿町 593.33 ㎡ 相談支援事業所びゅあサポート 50.23 ㎡ <span style="float:right">計 957.94 ㎡</span> <hr/> 生活介護びゅあ松原町 265.47 ㎡ 生活介護生産活動作業棟 460.00 ㎡ <span style="float:right">計 725.47 ㎡</span> <hr/> びゅあホーム 154.28㎡ びゅあショート 120.72㎡ <span style="float:right">計 275.00㎡</span> <hr/> <span style="float:right">合計 1,958.41 ㎡</span>		

- 4 実施事業
- 第2種社会福祉事業
- (1)障害福祉サービス事業
- (イ)生活介護 (生活介護びゅあ殿町、生活介護びゅあ松原)  
事業所開所に数を月間20日を上回る日数とするよう土曜日を休業日から振替
  - (ロ)共同生活援助 (びゅあほむ)
  - (ハ)短期入所 (びゅあショート)
- (2)相談支援事業 (相談支援事業所びゅあサポート)

5 基本方針

障がい者の権利擁護を行うことを法人活動の基本方針とし、障がいのある一人ひとりが主人公として充実した生活ができるようにするために、仲間作りの場といきがいの場を保障し、豊かな人生を築くための必要な援助をする。

(1)障がい者の地域生活を可能とするために

障がい者が生まれた時から、地域・家庭での生活が豊かな環境でできるために、そのサポート体制を相談と実施の両面から支えていく。(地域生活支援)

(2)いつの時点においてもサービスが公平に受けられるために

来所に至る様々な過程を問題にすることなく、温かい心で迎えらるよう施設自体の受入れ用件のバリアをなくす。

(3)障がいの種別をなくす

障がいの種別や程度に拘らず、当法人が提供できる福祉サービスを楽しんでいただくとともに、新たなサービスの要望に応じていく努力を続ける。

(4)市民の施設

障がい者とともに市民の施設として、市民活動の拠点となるように、その活動支援とボランティア組織作りを行う。

6 施設事業内容

事業内容	利用方法及びサービス内容	利用時間	料金
生活介護 びゅあ殿町 定員20人	障害者総合支援法介護給付費の支給 決定後、契約、利用します 基本事業 ①生活介護計画の作成	月曜日～金曜日 8:30～17:00	所得に応じて 介護給付費 一部負担 (応益負担)
職員 管理者 サービス管理者 医師 看護師 生活支援員	②食事の介護 ③入浴又は清拭、身体の介護 ④機能訓練 ⑤創作的活動、余暇活動 ⑥健康管理 ⑦利用者又は家族に対する相談及び助言	送迎サービス 迎 8時30分～ 送 15時00分～	その他実費負担
生活介護 びゅあ松原 定員20人	障害者総合支援法介護給付費の支給 決定後、契約、利用します 基本事業 ①生活介護計画の作成	月曜日～金曜日 8:30～17:00	所得に応じて 介護給付費 一部負担 (応益負担)
職員 管理者 サービス管理者 医師	②食事の介護 ③入浴又は清拭、身体の介護 ④機能訓練 ⑤創作的活動、余暇活動	送迎サービス 迎 8時30分～ 送 15時00分～	その他実費負担

看護師 生活支援員	⑥ 健康管理 ⑦ 利用者又は家族に対する相談及び助言		
ぴゅあほーむ  定員 5人  職員 管理者 サービス管理者 医師 生活支援員 世話人	障害者総合支援法訓練等給付費の支給 決定後、契約、利用します 主として、夜間の共同生活住居において、 介護、日常生活上の支援をします ① 入浴、排泄及び食事等の介護 ② 調理、洗濯及び掃除等の家事 ③ 生活等の相談・援助及び関係機 関との連絡	援助プランに 応じてサー ビス提供 する	所得に応じて 介護給付費 一部負担 (応益負担)  その他実費負担 家賃 食費 光熱水費 共益費
ぴゅあショート  定員 3人  職員 管理者 サービス管理者 医師 生活支援員 介護員	障害者総合支援法介護給付費の支給 決定後、契約、利用します 居宅においてその介護を行う者の疾病 その他の理由による短期間の入所支援 をします。 ① 入浴、排泄及び食事等の介護 ② 生活等の相談・援助及び関係機 関との連絡	援助プランに 応じてサー ビス提供 する	所得に応じて 一部負担 (応益負担)  その他実費負担 家賃 食費 光熱水費 共益費 送迎費
相談支援事業所 ぴゅあサポート  職員 管理者 相談支援専門員	事業所での相談 各種サービスの情報提供や申請援助 各種支援コーディネート 社会生活訓練プログラムの計画・実施 福祉機器等の利用援助 専門機関の紹介	平日 9:30～16:00 但し土・日・祝日・ 時間外は予約によ り相談を受付ける。	無料 法定代理受領を 行わない相談の 場合実費負担あ り

7 役員

- ① 理事 6名 (任期：令和5年6月定時評議員会～令和7年6月定時評議員会終結)  
② 監事 2名 (任期：令和5年6月定時評議員会～令和7年6月定時評議員会終結)

8 評議員

- ① 評議員 10名以内(任期：令和5年6月定時評議員会～令和11年6月定時評議員会)

9 理事会

- 5月 前年度事業報告、決算の審議、定時評議委員会開催議案審議  
10月 専決事項の審議

10 評議員会

- 定時評議員会 6月、決算の審議  
評議員選定委員会 4月、評議員選定

11 役員研修

- ① 外部研修 社会福祉法人役員セミナー(島根県社協主催)  
監事研修(島根県社協主催)  
② 内部研修 10月 サービス向上研修(職員合同)

12 職員研修

- ① 外部研修 人権研修 虐待防止研修  
新任研修  
介護職員研修会  
会計責任者研修  
サービス管理責任者講習  
② 内部研修 人権研修(毎月随時)  
虐待防止研修  
救急蘇生法研修  
感染症研修

13 重点施策

- ① サービス向上と管理体制の確立(職務範囲と記録の整備)  
② 職員の処遇改善(報酬改善)  
③ 職員研修(スキルアップ、虐待防止関係)  
④ 本部及び事務長に集約していた介護給付費請求事務、調査等回答事務  
監査等受験事務、各規則、マニュアル等策定管理事務などについて、  
各事業所及び本部職員に移行する。  
理事長の職員身分退職に向けた本部事務の体制変更  
⑤ マリンデパラ事業推進、地域交流活動の実施  
⑥ 感染症対策 衛生用品、保存食糧、交付金の支給  
⑦ 地域公益的事業の充実(感染症対策を含む)  
⑧ リモート役員会(TV会議)の促進

14 その他

- 避難訓練 9月 総合避難訓練 3月 総合避難訓練

# 令和5年度 生活介護ぴゅあ殿町 事業実施計画書

社会福祉法人 ぴゅあ

## (1) 目的

利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する者に対して、入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動等の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

## (2) 事業内容

### ① 生活介護計画の作成

利用者各々の心身の状況、希望及び環境を踏まえ、サービスの目標・具体的なサービス内容を記載した個別支援計画を作成する。

### ② 食事の介護

希望者に昼食時の食事介護を行う。

### ③ 入浴又は清拭

希望者に一般浴槽又は機械浴槽にて入浴サービスを提供します。又、希望者には清拭を行う。

### ④ 身体の介助

希望者に排泄等の身体介助を行う。

### ⑤ 機能訓練

希望者に心身の状況等を踏まえ、必要な生活機能の改善又は維持向上のため、生活リハビリ等による機能回復訓練を行う。

### ⑥ 創作的活動

希望者にビーズクラフト、壁画作成、各種パズル等様々な活動を提供します。又、創作を通して日常生活訓練などを併せて行う。

### ⑦ 余暇活動

希望者に様々な余暇活動を提供する。(個別活動)

又、他の利用者の方々との交流の場を提供する。(集団活動)

様々な社会資源を活用し体験・鑑賞・見学等を行うことで社会生活場面の拡大と社会参加を図る機会を提供する。(社会活動体験)

### ⑧ 健康管理

健康観察(バイタルチェック)を行う。又、看護師が日々の健康管理、体調の相談やアドバイス等に対応する。

### ⑨ 利用者又は家族に対する相談及び助言

利用者及びその家族の介護等に関する相談及び助言を行う。

## (3) 利用対象者

浜田圏域(浜田市、江津市)に住所を有する障がい者

#### (4) 利用定員

20名

#### (5) 利用料

##### ◆ 介護給付費対象サービス内容の料金

利用者が、下記「介護給付費によるサービス」の提供を受けた際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となる。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を当事業者に支払うものとする。(定率負担または利用者負担額)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではない。

##### ◆ 介護給付費対象外サービス内容の料金

下記「介護給付費対象外サービス」の項目のとおりとする。

#### 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行う。
訓練	利用者の生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行う。(日常生活訓練・社会適応訓練等)
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行う。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行う。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや服薬その他必要な管理、記録を行う。又、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。
創作的活動	希望者にビーズクラフト、壁画作成、各種パズル等様々な活動を提供する。又、創作を通して日常生活訓練などを併せて行う。
送迎サービス	希望者に車椅子対応車両による送迎を行う。

#### 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
昼食サービス	希望者に昼食の提供(弁当発注)をした場合の実費。	380円
創作的活動等	創作的活動等を行う上でかかる費用で、利用者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用。	実費

日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実 費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行する。(生活支援センターにて代行)	無 料
入浴サービス	希望者に入浴又は清拭サービスを提供した場合の光熱水費及び石鹸、シャンプー代実費。	200円

#### (6) 事業所開所時間

午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00

休業日 : 祝日・土曜日・日曜日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日

※営業日は、振替、臨時開所又は休業により変更する場合があります。

#### (7) 事業担当職員

管理者兼サービス管理責任者 常勤 1 名

サービス管理責任者 常勤 1 名

看護師 常勤 2 名

生活支援員 常勤 2 名

医師 非常勤 1 名

#### (8) 日課及び行事等

	活 動 内 容
8:30~	送迎出発・利用者来所 送迎バス到着(8:30~10:00)・健康観察(バイタルチェック) 連絡帳確認・ミーティング(日課説明・連絡等)・体操 機能訓練・創作的活動・余暇活動(選択メニュー) 介護サービス 入浴サービス 相談及び助言
11:45	昼食準備・手洗い・昼食 歯磨き(口腔ケア)・休憩
13:00	機能訓練・創作的活動・余暇活動(選択メニュー) 介護サービス 入浴サービス 相談及び助言
14:30	ティータイム・ミーティング(次回の活動紹介・連絡等)・身辺整理
15:00~	随時送迎出発・利用者お迎え待ち(~17:00)

- ・季節行事（花見、七夕、クリスマス、初詣、節分等）やレクリエーション活動（ボウリング、カラオケ、調理等）を行い、利用者同士の交流を深め、集団生活を通じて社会性の向上を図る。
- ・その他、地域行事等に参加する社会活動体験等を通して、地域の人々との交流を図り、豊かな人間性を育めるように支援する。

**(9)実施場所**

社会福祉法人ぴゅあ

生活介護ぴゅあ 殿町

〒697-0027 島根県浜田市殿町 21 番地 1

TEL (0855) 22-8085 FAX (0855) 23-4740

**(10)事業所設備概要**

敷地面積 2,960.60 m<sup>2</sup>

建 物 鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺 4 階建 1,112.30 m<sup>2</sup> の 1 階部分  
事業所特定用途面積 593.33 m<sup>2</sup>

施設整備 デイルーム

(食堂・機能訓練スペース・創作活動等スペース・静養スペース・洗面スペース)

浴室・脱衣場・相談室・便所

**(11)緊急時の対応について**

利用時間内に起きた事故やけが、又は病状の急変等の緊急時、その他必要な場合には、速やかに中村整形外科、島田病院、沖田外科病院、西川病院及び浜田医療センター等へ搬送する。

**(12)苦情処理対応について**

利用者様からの苦情については、苦情解決実施要領に基づき、迅速かつ適切に対応するよう努める。又、第三者委員会を置き、解決に向けて協議を行う。

事業所の概要

法人名	社会福祉法人ぴゅあ
代表者	理事長 河内 守正
設立年月日	平成 12 年 8 月 1 日
施設名	生活介護ぴゅあ殿町
管理責任者	管理者 石川 孝志
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日
所在地	〒697-0027 島根県浜田市殿町 21 番地 1
電話番号	0855-22-8085
FAX 番号	0855-23-4740
指定番号	( 3210700104 )

# 令和5年度 生活介護ぴゅあ松原 事業実施計画書

社会福祉法人 ぴゅあ

## (1) 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障がい者総合支援法)など関連法令の理念に則り、在宅生活の中で利用者と家族ともに寄り添いながら自立と社会経済活動への参加を促す、充実した余暇活動や生産活動を通して豊かな人生経験を培うと共に、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を適切かつ効果的に行い、利用者個々のニーズに即したサービスを提供する。

## (2) 事業内容

### 1. 生活介護計画の作成

利用者各々の心身の状況、希望及び環境を踏まえ、サービスの目標・具体的なサービス内容を記載した個別支援計画（ケアプラン）を作成する。

### 2. 食事の介護

昼食時の食事介護を行う。

### 3. 入浴又は清拭

入浴サービス又は清拭を提供する。

### 4. 身体の介助

排泄等の身体介助を行う。

### 5. 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要な生活機能の改善又は維持向上のため、生活リハビリ等による機能回復訓練を行う。

### 6. 創作的活動

手芸、園芸、ビーズクラフト、貼り絵、等様々な活動を提供する。又、創作を通して日常生活訓練なども併せて行う。

### 7. 生産的活動

希望される方には作業能力にあわせた生産活動(軽作業、環境整備等)に参加することにより、社会の一員として働く喜びを分かちあう機会を提供する。また生産的活動を通して日常生活訓練なども併せて行う。

### 8. 余暇活動

個別にさまざまな余暇活動を提供する。

又、他の利用者の方々との交流の場として、各種レクリエーション活動を行う。地域のさまざまな社会資源を活用し体験・鑑賞・見学等を行うことで社会生活場面の拡大と社会参加を図る機会を提供する。調理活動も積極的に取り入れ、食生活に対する関心・知識の向上も狙う。

### 9. 健康管理

健康観察(バイタルチェック)を行う。家庭とも連携を取りながら、健康管理に努める。必要に応じて健康診断の実施。又、看護師が体調管理についての相談やアドバイス等の対応をする。

### 10. 利用者又は家族に対する相談及び助言

利用者及びその家族の介護等に関する相談及び助言を行う。心身共に安定した状況を維持して暮らしていけるよう支援する。

### (3)利用対象者

浜田圏域(浜田市、江津市)に住所を有する障がい者

### (4)利用定員

20名

### (5)利用料

#### ◆ 介護給付費対象サービス内容の料金

利用者が、下記「介護給付費によるサービス」の提供を受けた際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となる。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を利用者は当事業所に支払うものとする。（定率負担または利用者負担額）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではない。

#### ◆ 介護給付費対象外サービス内容の料金

下記「介護給付費対象外サービス」の項目のとおりとする。

### 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行う。
訓練	利用者の生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行う。（日常生活訓練・社会適応訓練等）
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行う。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行う。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや服薬その他必要な健康管理、記録を行う。又、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。
創作的活動	手芸、園芸、ビーズクラフト等様々な活動を提供する。又、創作を通して日常生活訓練などを併せて行う。
生産的活動	利用者の作業能力にあわせた生産活動に参加することにより、社会の一員として働く喜びを分かちあう機会を提供する。また生産的活動を通して日常生活訓練なども併せて行う。 ・軽作業（箱折り、シール貼り等の下請け作業） ・農産品加工作業 ・環境整備活動（清掃、洗車等） <b>&lt;工賃の支払&gt;</b> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払う。
送迎サービス	送迎車両による送迎を行う。



## 介護給付費対象外サービスの費用

サービスの種類	サービスの内容	金額
昼食サービス	昼食の提供(弁当発注)をした場合、その費用。	410 円 (健康食) 430 円 (お弁当代実費分として)
創作的活動・及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用。	実 費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実 費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行する。(相談支援事業所と連携)	無 料
入浴サービス	入浴又は清拭サービス。	無 料

## (6)事業所利用時間

午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00

休業日：祝日・土曜日・日曜日、12月29日から1月3日

※休業日中の土曜日については、月間の事業所開所日数が20日を超えるように、振替、臨時開所又は休業により変更する場合があります。

## (7)事業担当職員

管理者	1名(常勤兼務)
サービス管理責任者	1名(常勤兼務)
看護師	1名(常勤)、1名(非常勤)
生活支援員	2名(常勤)、2名(常勤兼務)、1名(非常勤)
医師	1名(委託)

## (8)日課及び行事等

	活 動 内 容 (一日の流れ)
8:30	送迎出発
9:00	送迎車到着 (9:00~10:00)・健康観察 (バイタルチェック)、日課説明連絡等
10:00	余暇活動班・創作活動班・生産活動班 選択をして活動開始。 入浴サービスあり
12:00	昼食準備・昼食・歯磨き (口腔ケア)・休憩
13:00	余暇活動班・創作活動班・生産活動班 選択をして活動開始。 相談及び助言
14:00	ティータイム、掃除・身辺整理
14:30	ラジオ体操・終礼
15:00	送迎車出発(15:00~16:00)

- ・日中活動内容を提示し、個々がそれぞれの目的に応じ充実した時間を過ごせるように支援する。家族とも連携をとりながら、体調や生活課題に対応した効果的な日課を設定できるようにする。
- ・季節行事やレクリエーション活動を行い、利用者同士の交流を深め、集団生活を通じて社会性の向上を図る。
- ・その他、地域行事等に参加する社会活動体験等を通して、地域の人々との交流を行い豊かな人間性を育めるように支援する。生まれ育った地域の財産である海を知り、触れ合う体験を提供する。

**(9)実施場所**

社会福祉法人 ぴゅあ

生活介護ぴゅあ松原

〒697-0021 島根県浜田市松原町 277 番地 9

TEL/FAX (0855) 23-8190

**(10)事業所概要**

松原施設 鉄骨造陸屋根・アルミニウム板葺 2階建 (265.47 m<sup>2</sup>)

作業・訓練室、更衣室

相談室、応接室、食堂、多目的室、便所、台所

生産活動棟 (460.00 m<sup>2</sup>)

**(11)緊急時の対応について**

利用時間内に起きた事故やけが、または病状の急変等の緊急時には、速やかに中村整形外科、さかね内科へ受診あるいは浜田医療センター等へ搬送する。

また、非常災害対策については、社会福祉法人ぴゅあ消防計画及び社会福祉法人ぴゅあ危機管理マニュアルに基づき実施する。

**(12)苦情処理対応について**

利用者様からの苦情については、苦情解決実施要領に基づき、迅速かつ適切に対応するよう努める。また、第三者委員会を置き、解決に向けて協議を行う。

**事業所の概要**

法人名	社会福祉法人 ぴゅあ
代表者	理事長 河内 守正
設立年月日	平成 12 年 8 月 1 日
施設名	生活介護ぴゅあ 松原
管理責任者	宮家 瑞穂
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日
所在地	〒697-0021 島根県浜田市松原町 277 番地 9
電話番号	0855-23-8190
FAX 番号	0855-23-8190
指定番号	(3210700310)

## 令和5年度 ぴゅあほーむ（共同生活援助）事業計画書

社会福祉法人ぴゅあ

### 1 目的

利用者のニーズを把握し、「出来る力」が発揮できる個別支援計画を策定し、新しいことやその人らしい生活が送れるよう支援する。

### 2 事業内容

#### ① 個別支援計画の作成

ご家族と情報を交換し、利用者の心身の状況を的確に把握した支援を行う。

#### ② 生活に関する相談、援助

入居者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、援助を行う。

#### ③ 健康管理

日常的に入居者の健康状態に留意し、入居者の家族、日中活動事業所等、医療関係との連携のもと、健康保持に努める。

#### ④ 食生活

健康面を考慮した栄養バランスのとれた食事を提供する。

#### ⑤ 金銭管理の援助

入居者と相談の上必要に応じ金銭を管理する。自己管理できる環境を工夫する等、円滑に自主生計が行えるように援助する。

#### ⑥ 日中活動事業所等との連絡調節

入居者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じ連絡調整を行う。

#### ⑦ 入居者に対する余暇支援

入居者が日中活動、生活、余暇のバランスのとれた張りのある生活が送れるよう援助する。

#### ⑧ 入居者に対する緊急時の対応

入居者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応。家族、関係機関との連絡調整を行う。

#### ⑨ 地域との調整

地域での行事には、利用者が地域住民の一人として参加できるよう支援する。

### 3 施設運営管理

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 利用対象者 | 浜田圏域（浜田市、江津市）に住所を有する障がい者  |
| (2) 利用者定員 | 5名  |
| (3) 施設所在地 | 浜田市内村町794番地1及び3   |
| (4) 施設概要  | 敷地：1,454.71 m <sup>2</sup> 建物：木造平屋建 275.00 m <sup>2</sup><br>居室（便所、洗面付個室）8 LDK 2 風呂 2 |

※ぴゅあショート併設

(5) 職員数と配置

- ① 管理者 1名 (常勤兼務)
- ② サービス管理責任者 2名 (常勤兼務)
- ③ 生活支援員 6名 (常勤兼務4名・非常勤2名)
- ④ 世話人 8名 (常勤兼務4名・非常勤4名)
- ⑤ 医師 (非常勤)

(6) 運営費

通常経理は共同生活援助給付費及び利用者負担金を充てる。

(7) 苦情解決

利用者等からの苦情の適切な解決に努めるとともに、苦情解決受付者および苦情解決責任者の設置を提示し、苦情解決の仕組みを利用者・家族に十分に周知し、利用を推進する。

(8) 個人情報の保護

個人情報保護法に基づき職員やボランティア等が業務上知りえた個人及びその家族を含む情報については、在職中はもちろん、離職後も正当な理由なく他に漏らす事のないように周知徹底する。また、必要により他から情報を求められた場合には、本人もしくは家族の同意のもと、必要最小限の情報のみを提供することとする。

4 重点課題

(1) 安全で信頼のおけるサービス

事故防止や感染症対策に努める。

(2) 衛生管理の徹底

清潔で快適な住まいになるよう、利用者と一緒に生活環境を整える。

(3) 災害緊急時の対応 (火災、水害)

(4) 余暇活動の支援

利用者の外出等の要望に応じて余暇の充実を図る。

(5) 人材確保・育成

各種研修への参加、施設内での勉強会実施。また、施設内外の研修や職員会議等を通して、コンプライアンスの徹底に努める。

# 令和5年度 ぴゅあショート（短期入所） 事業計画書

社会福祉法人ぴゅあ

## 1 目的

在宅生活におけるケアマネジメントに基づき、一人ひとりの状況やニーズに添った個別支援計画を策定し、在宅生活につながるサービスを提供する。

## 2 事業内容

### ① 個別支援計画の作成

- ・ご家族と情報を交換し、利用者の心身の状況を的確に把握した支援を行う。

### ② 食生活

- ・健康面を考慮した栄養バランスのとれた食事の提供をする。

### ③ 排泄

- ・利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた援助を実施していく。在宅の延長として、現在の身体機能が減退しないように自立に向けた援助を行う。

### ④ 送迎

- ・日中活動事業所と連携を取り、利用者・家族の意向に沿ったサービスを提供する。

### ⑤ 生活に関する相談・援助

- ・利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、助言、援助を行う。

### ⑥ 健康管理

- ・健康観察（バイタルチェック）を行う。他事業所、ご家族、病院との連携を密にし、一人ひとりの体調の変化に応じて、速やかな対応が出来るよう努める。

### ⑦ 緊急時の対応

- ・災害や事故、急病等が発生した場合の緊急時連絡体制を整える。

## 3 施設運営管理

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 利用対象者 | 浜田圏域（浜田市、江津市）に住所を有する障がい者   |
| (2) 利用者定員 | 3名   |
| (3) 施設所在地 | 浜田市内村町794番地1及び3  |
| (4) 施設概要  | 敷地：1,454.71 m <sup>2</sup> 建物：木造平屋建 275,00 m <sup>2</sup><br>居室 8 LDK 2 風呂（便所付）2 |

※ぴゅあほ一む併設

## 4 職員数と配置

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
- ② 生活支援員 7名（常勤兼務4名、非常勤兼務3名）
- ③ 医師（非常勤）

## 5 運営費

通常経理は短期入所介護給付費付及び利用者負担金を充てる。

## 6 苦情解決

利用者等からの苦情の適切な解決に努めるとともに、苦情解決受付者および苦情解決責任者の設置を提示し、苦情解決の仕組みを利用者・家族等に充分周知し、利用を推進する。

## 7 個人情報の保護

個人情報保護法に基づきボランティア等が業務上知りえた個人及びその家族を含む情報については、在職中はもちろん、離職後も正当な理由なく他に漏らす事のないように周知徹底する。また、必要により他から情報を求められた場合には、本人もしくは家族の同意のもと、必要最小限の情報のみを提供することとする。

## 8 利用者の日課

時間	内容	備考
6：30～	起床、洗顔	
7：00～	朝食	服薬確認・バイタルチェック
10：00～	ティータイム（土・日・祝）	
12：00～	昼食	服薬確認
15：00～	ティータイム（土・日・祝）	
16：00～		
18：00～	夕食	服薬確認・バイタルチェック
21：00～		就寝前服薬確認
22：00～	消灯	

## 9 他事業所との連携

他事業所との連携を深めるとともに、職員の研修や資格取得に努める。

## 10 重点課題

### (1) サービスの質の向上

- ・職員は常にスキルアップを心がけ、「気づき」を発揮してより安全な支援に努める。
- ・利用者一人ひとりの状況を把握し、事故防止や感染症対策に努める。

### (2) 衛生管理の徹底

### (3) 余暇活動の支援

## 令和5年度 相談支援事業所 ぴゅあサポート 事業計画

### (1) 運営方針

圏域内の障がいのある方及びそのご家族が、障がいの種別を問わず、個々の望むかたちで社会の一員として日常生活、または社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握したうえで、必要な福祉サービスの利用支援を行う。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者とそのご家族に寄り添い支援を行う。基幹相談支援センター、地域生活支援拠点事業所、その他関係機関と連携し、チームアプローチの支援を行う。

### (2) 事業内容

#### 1. 特定相談支援事業

##### 1) 計画相談支援

ア サービス利用支援

イ 継続サービス利用支援

##### 2) 基本相談支援

#### 2. 障がい者相談支援事業

##### 1) 障がい者相談支援事業

ア 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)

イ 社会資源を活用する為の支援(各種支援施策に関する助言・指導)

ウ 社会生活を高める為の支援

エ ピアカウンセリング

オ 権利擁護のために必要な援助

カ 専門機関の紹介(障がい福祉サービス事業所、医療機関等)

(※エについては必須ではないが、実施に努めるものとする。)

##### 2) 居住サポート事業

ア 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援

イ 生活上の課題への緊急時における相談支援及び関係機関の調整

#### 3. 地域生活支援拠点の機能を担う事業 (浜田市指令地福第35号・令和4年4月1日)

地域生活支援拠点等として担う機能: 相談/地域の体制づくり

### (3) 利用対象者

浜田圏域(浜田市、江津市)に在住する、障がいのある方及びそのご家族

### (4) 実施時間

・ 支援対応時間 午前9時30分～午後4時まで

・ 事業所開所日 月曜日から金曜日

(但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までを除く)

(5) 利用料金 法定代理受領の場合は、自己負担なし。(法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は事業者が法の規定に基づいて算出する額を徴収)

(6) 事業担当者 相談支援専門員 (専従1名、兼務2名)

(7) 実施場所 相談支援事業所 ぴゅあサポート

〒697-0027 浜田市殿町21番地1 電話 0855-22-8085 fax 0855-23-4740

(8) 施設規模 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺4階建 1,112.30㎡の2階部分  
事業所特定用途面積 50.23㎡